

332-B地区 第63回年次大会

代議員会議事規則

1. 332-B地区第63回年次大会の代議員会は、地区ガバナーその他の地区内現・元国際協会役員及びクラブ代議員をもって構成し議案を審議・決議する。キャビネット役員は代議員会に参加し発言することができるが、クラブ代議員でない限り投票することはできない。
2. 代議員のうちクラブ代議員は、クラブ会長が署名した資格証明書を、公式プログラムに記載された登録時間内に資格審査委員会に提出し、資格を確認されなければならない。
3. 代議員会議長（以下議長という）には地区ガバナー、代議員会副議長には第一および第二副地区ガバナー、代議員会幹事にはキャビネット幹事、代議員会会計にはキャビネット会計がこれに当たる。
議長はその他の代議員会役員を任命する。
4. 議長は下記の委員会を設け、その委員長および副委員長（さらに必要な場合は顧問）を任命する。
 - (1) 資格審査委員会
 - (2) 議事運営委員会
 - (3) 指名・選挙委員会
5. 代議員およびキャビネット役員の委員会の所属は議長がこれを定める。
6. 各委員会の委員長はその議事を主導し、審議結果を代議員会に報告する。
7. 決議はすべて、出席し投票した代議員全員の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長の裁定するところによる。クラブ代議員が投票できないときは補欠がこれに代わる。
8. 国際理事候補者推薦については、国際理事立候補者推薦手続規則による。
9. 議案は、あらかじめ文書をもってキャビネットに提出する。キャビネットはそれを検討のうえ代議員会の議案を決定し、代議員会開催2週間前までに各クラブに通知する。それ以外の方法で提出された議案を審議しようとするときは、代議員会に出席したすべての代議員の3分の2以上の同意を必要とする。ただし、その議案は前もって文書で議長に提出しなければならない。
※従って代議員会席上での議案提出は認められない。
10. 提案理由の説明および発言は、一人3分を越えてはならない。ただし、代議員会では議長、委員会では委員長が特に必要と認めた場合は、このかぎりではない。
11. 次期地区ガバナー及び次期第一および第二副地区ガバナーの選出は次の方法によるものとし、選挙は指名・選挙委員会が管理する。
 - (1) 次期地区ガバナーの選出
 - (イ) 構成員の単記無記名投票選挙を行う。
 - (ロ) 過半数の得票者をもって次期地区ガバナーとする。
 - (2) 次期第一副地区ガバナーの選出
 - (イ) 構成員の単記無記名投票選挙を行う。
 - (ロ) 過半数の得票者をもって次期第一副地区ガバナーとする。
 - (3) 次期第二副地区ガバナーの選出
 - (イ) 構成員の単記無記名投票選挙を行う。
 - (ロ) 過半数の得票者をもって次期第二副地区ガバナーとする。
12. 特に定めないかぎり、議事手続きはロバート議事規則最新版による。
《注》地区ガバナーおよび第一および第二副地区ガバナーの立候補届け締切期限の目安を1月15日頃（国際大会閉会時までには6ヶ月以上ある）とすることが妥当である。

332-B地区 第63回年次大会 代議員会議事運営要領

1. 代議員会の構成

- (1) 地区ガバナーその他の地区内現・元国際協会役員及びクラブ代議員をもって構成する。
- (2) クラブ代議員は規定に基づき、代議員会開催前月1日現在における国際協会の記録に基づき、少なくとも1年と1日クラブに在籍している会員10名ごとに1名（端数四捨五入）をもって選出される。
- (3) 資格審査委員会は、地区ガバナーを委員長として、キャビネット幹事・会計、その他準地区役員でない2名の代議員及び顧問によって構成される。

2. 代議員会の審議方法

- (1) 委員会（資格審査・議事運営・指名選挙）の議長には委員長が就任し、議長選出の手続きは不要である。
- (2) 副委員長は書記役をつとめ、委員長に事故あるときは職務を代行する。
- (3) 議長はあらかじめ下記の事を周知徹底する。
 - ① 発言には議長の許可がいる事。
 - ② 発言者は必ず所属クラブ名と氏名を告げる事。
 - ③ 提案理由の説明は簡潔に行う事。
 - ④ 発言は簡潔に、一人3分以内とする事。
- (4) 審議の要領は次のようにすること。
 - ① 議長は第〇〇号議案の審議にはいる旨を宣言する。
 - ② 提案者（クラブ）から議案の説明を求める。提案者（クラブ）が欠席の場合には委員長または副委員長が代わって説明することが出来る。
 - ③ 採決は拍手にて行うことも可とするが、賛否、相拮抗する時は挙手にて行う。
 - ④ 決議は必ず確認する。

3. 決議の方法

代議員会における議決は、それが“決議”である以上曖昧な文言は避け、明快な言葉を用いて明確にされたい。過去の慣例によって、自ら一定の型ができあがっているため、決議の文書としては次に掲げる定型的な文句によってなされることが、代議員は勿論一般会員に対しても解り易いと思われる。

- (1) 提案を認める場合
 - ① 原案（または提案）通り可決する。
 - ② 原案（または提案）通り承認する。
- (2) 提案を一部修正して認める場合
 - ① 原案（または提案）の〇〇〇を〇〇〇と修正の上可決（または承認）する。
- (3) 提案趣旨を認めた場合
 - ① 趣旨了承する。
 - ② 趣旨了承、次期へ申し送る。
- (4) 提案を認めない場合
 - ① 原案（または提案）を否決する。
- (5) 提案者が提案を取り下げた場合
 - ① 原案（または提案）を取り下げる。
- (6) 審議未了の場合
 - ① 本議案は審議されたが採決に至らなかったため、本議案は廃案とする。

4. アクティビティに関する議案

経費の支出を伴うアクティビティに関する議案（各種協力金等）については、“決議”“決定”など断定的な文言は用いず、「趣旨了承、各クラブとも協力されたい」とすることが望ましい。